

# 伯耆町

平成26年1月発行 NO. 3

# 農業委員会だより



伯耆町丸山地内

## 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆さまには、益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、平素から農業委員会の活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く厳しい情勢の中、今後新政策の全体像が決定になり、あらゆる情報が流れてくると思いますが、農業委員会では「農地を守り活かす全県運動」の活動のもと、農業従事者の高齢化や後継者不足により維持管理できない農地を対象とした農地パトロールの実施や、耕作放棄地の解消及び農地の貸し借りの推進について積極的に取り組んでまいりました。

今後も農業委員会だよりの発行により様々な情報をお知らせし、多くの皆様に広く活動を知って頂くとともに、「強い絆」をもって、本町の農業を取り巻く環境が少しでも良くなるよう取り組んで参る所存でございます。

皆様の今後のご活躍をお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

伯耆町農業委員長 谷口 輝雄

## 平成26年春季農作業労働標準賃金協定表（平成26年4月1日から）

春季農作業労働標準賃金を次のとおり定めました。  
これを目安として、お互いの話し合いにより取り決めを行ってください。

（消費税込み）

作業名		溝口地域 (中間農業)	岸本地域 (平地農業)	摘要
一般農作業	男女共	6,900円		8時間労働賄いなし
耕うん	整備田	6,600円		10a当たり
	未整備田	7,200円		10a当たり
代かき	整備田	荒代	6,200円	10a当たり
		植代		
		荒植代同時		
	未整備田	荒代	6,900円	10a当たり
		植代		
		荒植代同時		
機械田植	整備田	6,300円	5,600円	10a当たり
	未整備田	7,200円	6,400円	10a当たり
	側条施肥	500円加算		10a当たり
牧草刈り		3,800円		10a当たり
畦畔草刈		1,500円		1時間当たり
畔付け		50円		1m当たり

### 伯耆町議会議員と農業委員との意見交換会

平成25年8月26日（月）伯耆町役場分庁舎で伯耆町議会議員と農業委員が一堂に会し、伯耆町を取り巻く農業の現状と対策について、熱心に討議並びに意見を交換した。

意見交換会は全体会から始まり、谷口農業委員会会長が「伯耆町農業の現状と課題」について発表し、その後、2つの分科会にわかれ、同一のテーマで意見交換が行われた。

テーマ①伯耆町農業の展望 ②担い手農家の育成・高齢化対策 ③特産品開発

#### ○第1分科会の内容

急傾斜地の農業の衰退を防ぐため、中山間地域等直接支払い制度の継続実施やトラクター、草刈機、コンバイン等の農業用機械を購入する際の補助制度の拡大を図り、多くの農業者が安心して農業に取り組む環境の整備充実。

- ① 所得補償制度の継続と町の嵩上げ補助。
- ② 農業後継者にも「やる気と希望」を与えるため、新規就農者並みの援助（補助金）の創設。
- ③ 農業後継者を対象とした婚活活動の実施。
- ④ 特産品「ぶどう、にんにく、アスパラガス、そば等」の販路の確保。

#### ○第2分科会の内容

少子高齢化が進んでいく中、農業においても担い手・後継者不足で様々な問題が山積している。集落営農も6年前頃から国の補助金も減額となり増えていない。

若者が就農できるよう町、農協、農業委員会が連携して積極的に農地の斡旋を行う等環境づくりが必要である。（若者でも収入が上がりねば農業はしない、農業のしやすい場所は借り手があるが、中山間地では制度の充実を図る）

小規模農家への補助は少なくなっているため、大規模農家の活動が今後必要となる。

伯耆町の和牛は県内ではトップクラスであるが飼育頭数は減少しており、また飼料が高騰している中で遊休農地を活用する手立てを考える等、官民の連携が必要である。

## 特集「 頑張る農家さん 」

### 農事組合法人岩屋谷農場

農事組合法人岩屋谷農場の代表理事は奥田 晃彦さんです。

#### ○岩屋谷農場の概要

- 1 法人設立：平成16年9月1日
- 2 総戸数：36戸（農家戸数：35戸）
- 3 耕地面積：27.0ha（地上権設定借地）
- 4 主要作目：水稻・ニンニク
- 5 機械装備：トラクタ・コンバイン3条刈（2台）・田植機5条植・管理機  
自走草刈機（2台）ほか

#### ○集落営農へむけて

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいましたが、高齢化や後継者不足により、このままでは地域の水田が守れなくなるという懸念から法人組織を立ち上げ、①生産性の向上 ②共同利益の向上 ③農用地の荒廃防止を目的に集落営農を始めました。

その結果、地域の皆さんの協力により耕作放棄地もなくなりました。

また、鳥取県の新規産業の指定をうけたニンニク栽培も今年で5年になり、地域の特産品となるよう法人あげて取り組んでいます。



ニンニクを収穫し、作業場にて乾燥準備と選別作業

#### ○農業に対する今後の目標

##### 1. 全員参加の農作業

組合員は全員、自分の能力・体力に応じた農作業をすることを基本とします。

##### 2. 将来を見据えた後継者の確保と育成

農業機械のオペレーター育成等将来にわたる後継者を育成するため、地域の後継者を役員補佐等に登用するなどの工夫により、農業担い手の世代交代を図り、生産環境等の整備を図っていきます。



コンバイン新規導入とオペレーターの養成



ニンニクの収穫風景

## 農地パトロール

平成25年8月17日(土)、「農地を守り活かす全県運動」の一環として、農地の実態の把握と遊休農地や違反転用の解消を目的に、農地パトロールを実施しました。

谷口会長の挨拶の後、25人の農業委員が班体制を組み現地に向けて出発しました。今後、農業委員会では農地パトロールの結果を整理し、改善が必要な農地については助言、指導を行うことにしています。

○農地の違反転用をすると・・・

・違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

・違反転用における現状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

○遊休農地対策として・・・

農業委員会による指導・勧告を行います。



町民の皆さん、農家の皆さん、農業に関する身近な情報や紙面へのご意見ご感想等がありましたら農業委員会事務局までお寄せください。

●広報編集 委員長 車 睦宏

委員 堀尾 祐史、加川 賢明、永見 文夫、小西 憲昭、井上 祥一郎

連絡先 62-0715 (農業委員会事務局)